

【件名】カステックス首相他による記者会見(4月22日)

4月22日夜、カステックス仏首相ほか関係閣僚が記者会見を行い、新型コロナウイルス感染対策等について発表したところ、概要は以下のとおりです。

1 感染状況

- ・感染状況は改善している。10日ほど前から感染が減少傾向にあり、この1週間で1日の感染者数が17%減少し、本日の感染者は約3万人である。よって、第三波のピークは過ぎたように思われる。
- ・しかし、慎重でなくてはならない。いわゆる英国の変異株は感染力が高く、11月の外出制限時と比較すると、感染減少までに2倍の時間がかかっている。
- ・重篤な入院患者は約7600人であり、そのうちコロナ感染者は約6000人である。他方、病床数は2倍となり、重症患者の数は数日前から横ばいになっているため、ピークは過ぎたと思われ、数日以内に減少していこう。

2 各種制限解除の目安

- ・5月3日(月)以降、日中の外出制限を解除できる可能性がある。
- ・5月中旬に商店、いくつかの文化施設、スポーツ施設、テラス等の再開を目指す。これは最終決定ではない。また、地域ごとの対応になることが考えられる。段階的に(par etape)、慎重に(prudent)、漸進的に(progressif)に実施しなければならない。
- ・19時以降の夜間外出制限の解除の有無も5月中旬に判断する。

3 ワクチン

(接種状況及び対象者)

- ・今週末までに約1400万人が一回目のワクチンを接種することとなり、毎週約250万人がワクチンを接種できている。
- ・スケジュールは変わらず、一回目の接種を受ける国民が、5月中旬までに2000万人、6月中旬までに3000万人に至ることを目指す。50~60歳であれば、5月中旬からワクチンセンターでの予約が可能になる。
- ・遅れていたワクチンは届き始めており、5月初めから6月末までに追加的に700万回分以上のファイザーのワクチンが到着予定。
- ・孤立している高齢者にワクチン接種の案内をすべく、市長や協会等と協力し、「aller vers(向かう)」プロジェクトを開始し、35万人に対して電話をかけ、SMSや郵便でも情報を送付した。
- ・重度の免疫不全の人と同居している人も年齢にかかわらず4月26日(月)から接種の対象となり、55歳以上がアストラゼネカ、55歳未満はファイザー及びモデルナを接種できる。
- ・J&Jワクチンも55歳以上が接種可能になる。20万回分が薬局等に配布され、4月24日(土)から提供可能になる。
- ・子供のワクチンの接種については未定。
- ・50歳未満の重度の肥満の者のワクチン接種が可能になるか検討中であるが、5月中旬頃までには実施できるだろう。

(アストラゼネカ)

- ・アストラゼネカに関し、モデルナやファイザーと同様の効果が得られることが確認されているが、副作用も報告されていることから、フランス国内では接種を55歳以上に限ることとした。
- ・非常に稀に血栓が生じる可能性があるが、100万人に約5人の確率である。大西洋を横断するフライトに搭乗する場合に血栓ができる確率の方が50倍高い。
- ・ストックのうち4分の3が既に使用されており、本日も5万人以上の国民が接種している。

4 検査

・感染拡大防止のために、(1)個別の診断においてPCR検査と抗原検査で感染の有無を確認し、(2)感染者との接触者等でなくとも、唾液検査及び自己検査を用いて(市中)感染者がいないかも確認している。唾液検査や自己検査はPCR検査や抗原検査に代わるものではなく、自己検査の陽性結果はPCR検査で確定されなければならない。また、自己検査の陰性判定が正しくない可能性もあるため、陰性判定をもって感染防止対策を怠ってはならない。4月12日(月)から自己検査が薬局で購入できるようになった。

5 学校

(学校再開)

・4月26日(月)よりすべての学校が再開される。
・幼稚園と小学校については登校が再開され、中学校と高校については、4月26日(月)から一週間は遠隔授業を実施し、5月3日(月)以降登校が可能となる。
・高校については半数ずつの登校となるが、特に感染状況が悪化している15の県(イル＝ド＝フランス地域圏の8県、ノール県、エーヌ県、オワーズ県、サルト県、ロワール県、ローヌ県、ブーシュ＝デュ＝ローヌ県)では、中学校の第4学年と第3学年についても半数登校とする。

(衛生措置)

・6歳以上の児童のマスク着用や2メートル以上の距離の確保、1時間おきの換気など衛生措置を強化する。
・スポーツ活動を含め屋外での授業を推奨する。
・食堂では学級ごとの利用とする。衛生措置の詳細については、ホームページを参照されたい。
・学級内で1人でも感染者が出た場合には、学級閉鎖とする。

(検査)

・4月26日(月)より全児童生徒を対象に、保護者の同意のもと、学校において唾液検査を実施する。
・中学生については、学校での唾液検査か自己検査を実施する。
・15歳以上の生徒については、5月10日(月)から夏休みが始まるまで学校内で週に1回の自己検査を実施する。
・教職員については、無料の検査キットを配布するので週に2回自宅で自己検査を実施する。
・来週から唾液検査を週に40万人に対して実施、5月中頃までには(週に)60万人を目指す。

(試験)

・ブレヴェ(Brevet)とバカロレア(Baccalaureat)は実施され、口頭試験と哲学の試験は対面で行われる。
・高等教育機関の6月の試験(les examens et les partiels)も対面で実施される。選抜試験(les concours)も同様である。
・5月のBTS(職業訓練校)の試験も実施される。病気で受けられなかった生徒や不合格になった生徒は、7月上旬に追試が実施される。

(スポーツ活動)

・屋外でのスポーツ活動は引き続き実施可能である。

6 出入国制限

・4月24日(土)からブラジル、アルゼンチン、チリ、南アフリカ、インドから到着する者に以下の措置が適用される。

(1)フランスに入国を許可されるのは、仏国民(とその配偶者及び子供)、フランスに主たる住居を有する欧州国民または第三国の国民のみ

(2)(a)出発前36時間以内(これまでは72時間以内であった)のPCR検査の陰性証明書、または、(b)出発前72時間以内のPCR検査の陰性証明書及び24時間以内の抗原検査の陰性証明書

(3)仏到着後に、空港から(市内に)出る前の抗原検査

(4)搭乗前と到着後の、自主隔離の場所があることの証明

(5)到着後、県知事アレテによる10日間の自主隔離。隔離場所から必需品等を購入するための外出時間は10時～12時に限定。自主隔離の遵守状況の確認は警察または憲兵が実施。違反した場合の罰金は現在の135ユーロから、1000～1500ユーロに引き上げ

- ・4月24日(土)から、検査及び自主隔離の強化は、仏領ギアナから到着する者にも適用される。
- ・政府指定の隔離場所を設ける可能性を検討中。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号:03-8852-8500

(フランス国外からは(+33)3-8852-8500)

メール: consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp (領事班専用)

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を電子届出システム(ORR ネット)から提出した方で帰国又は当館管轄外に移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>